

「韓国併合」100年の原点と国際法

——日韓旧条約の効力問題と「批准必要説」に関する文献研究——

戸塚悦朗

(立命館大学コリア国際センター)

1. 問題の所在：「韓国併合」100年を迎えた日本社会の現状と課題

(1) 日本は100年間の「秘密主義」政治を克服できるか？

2010年8月に、「韓国併合」100周年を迎える日本は、日韓旧条約が無効だったことを認め、これまでの誤った歴史認識を転換することができるだろうか？

日本による朝鮮の植民地化は、日米密約⁽¹⁾など列強間の秘密外交によって国際政治上の基盤を創ることで準備された。日本外交の秘密主義の病癩は、戦後も続いているが、その実態の一端は、「密約問題」の調査で明らかにされつつある。日本軍「慰安婦」問題にも、虚偽、情報の隠匿、歪曲を手法とする外務省の秘密主義体質が現れている(戸塚 2006a; 同 2008)。

第1に、日本政府は、まずすべての真実を徹底的に明らかにすることに努めるべきである。第2に、首相ばかりでなく、日本の市民も研究者も、真実を直視する勇気を持てるかどうか？それが2010年の日本の課題である(和田 2010; 共同通信 2010)。

(2) 筆者の問題意識

マスメディアや、教育が本来の機能を発揮すれば、これらを通じて日本に居住する人々が必要な情報を共有できる可能性はある。しかし、日本のマスメディアは、日韓・日朝間の歴史認識に関わる重要な情報を正確に報道しない。

筆者は、1990年以来日本の国会で日本軍「慰安婦」問題に関する論議を起こした本岡昭次参議院議員(当時)に啓発されるまでは、植民地支配

の歴史に無知だった。1992年2月、この問題を日本軍性奴隷問題として国連人権委員会に提起したことが契機となって、日韓・日朝関係の歴史を学び始めた。

1992年秋、ロンドン大学図書館で国連国際法委員会(ILC)1963年報告書を「発見」し、国連が1905年「韓国保護条約」を国家代表の強制ゆえに絶対的無効の事例としてあげていたことを知って衝撃を受け、研究を始めたことは後述する。

筆者は、2003年から龍谷大学(法学部・法科大学院)に勤務し、同大学図書館が貴重史料として厳重に「保管」していた安重根義軍参謀中将の遺墨と出会い、遺墨公開運動を始めた。その過程で2008年12月安重根義士纪念馆金鎬逸館長から依頼されて、安重根義士裁判の不法性の研究(戸塚 2009)を始め、この裁判の裁判管轄権は1905年「韓国保護条約」にかかっていたことを知った。それが第2の契機となり、旧条約の効力に関する研究を再開し、成果⁽²⁾は公表されつつある(戸塚 2010a; 同 2010b)⁽³⁾。

2. 旧条約問題で韓国からの呼びかけに応えることができるか？

(1) NHK 特集に象徴されること

公共放送NHKは、2010年4月大型特集番組「韓国併合」シリーズ第1回を放映し、伊藤博文と安重根を取り上げた⁽⁴⁾。

国家の独立を奪う重要な条約を、その国の外務大臣の署名限りで締結できるか否かという、法的問題がある。韓国の研究者は、「批准必要説」の立場から、1905年「韓国保護条約」には、韓国高宗皇帝の署名・批准が必要だったとして日本側

にその無効性を受入れるよう呼びかけてきた。しかし、日本側は、韓国皇帝の同意・批准なしに国家が外交権を委譲し、独立を失う条約を締結することが国際法上あり得るとして、「批准不要説」を唱えてきた。

NHKは、日韓旧条約の「合法論」を唱える海野福寿教授の「批准不要説」を放映することで、「批准必要説」をとる李泰鎮教授の旧条約無効論検討の呼びかけを拒否した。

(2) 沈黙と研究の不在

マスメディアの取材が不十分なのは、研究の「不在」が原因である。

日本に、「批准必要説」に関する情報が少ないのではないことは、後述する。100年の間旧条約効力問題という事例に既知の知識（「批准必要説」）を適用し、公表する研究者が出てこなかった。ナショナリズム故なのだろうか、日本の国際法学者は「批准必要説」を唱える研究をあえて避けようとしてきたとしか考えられない。戦前戦後を通じ、沈黙を強いる状況はなかっただろうか。

3. 沈黙を強いる状況

植民地支配について、日本の「常識」を根底から覆すような研究成果を得た場合、研究者がそれを公表し、出版する「実効的な」自由が確立されてこなかった。それが、言論・出版を阻害し、学問・研究の進歩を妨げてきた。

(1) 旧条約問題研究上の困難さ

(ア) 問題提起の困難さ

日韓旧条約の典型例として、1905年「韓国保護条約」を検討したい。筆者は、1905年「韓国保護条約」は、日本軍と伊藤博文が大韓帝国の政府代表個人を脅迫して締結の形を作ったものであって、追完も許さない絶対的無効な条約であったとする論文（戸塚 2006b）を、最近研究誌で発表した。

これは、筆者独自の学説ではない。1963年 ILC 報告書は、1905年「韓国保護条約」強制事件など四事件を実例としてあげることで、国家の

代表個人を脅迫して締結の形を作っても、その条約は絶対的無効な条約であって効力を発生しないことを慣習国際法が以前から認めていたことを報告したのである。

国連国際法委員会（ILC）1963年総会宛報告書（UN Doc. 1963a）の記述には、上記論文公表より14年前の1992年秋頃ロンドン大学客員として研究中のときに気づき、翌年以降徐々に論じ始めたが、すぐに研究誌に発表しなかったのには理由があった。同報告書を発見して直ちに論文原案（戸塚 1993）をまとめ、本岡昭次参議院議員【当時】事務所の意見を尋ねたが、日本語で出版すると「殺されるおそれがある」と警告されたのである。親しいジャーナリストの意見を求めたところ、同じ意見だった。この情報には、保守派の反発も強いことが予想され、日本での公表は著しく困難だった。直ちに日本で発表することは控えた。

(イ) 政府の抵抗

ILC 報告書は、総会に提出されたもので秘密文書ではなかったが、日本では全く知られていなかった。なぜこれがタブー化するのだろうか。1910年「韓国併合条約」は、1905年「韓国保護条約」を基礎にしている（戸塚 2006b）。後者が無効であれば、前者は砂上の楼閣と評価せざるを得なくなる。植民地支配を正当化したいと考える保守派の人々は、「韓国併合」が「不法だった」との判断を導くことになる法律論は、是が非でも封印しておきたいであろう。

日本語で直ちに出版することは断念したが、国連人権 NGO 活動を実践していた筆者は、日本軍「慰安婦」問題の背景としての植民地支配の原点を理解するためにこの問題を報告する必要があると考えた。そこで、その証拠資料として、ILC 報告書の記述を柱にすえた1905年「韓国保護条約」無効論の英文報告書を起草し、国際友和会（IFOR）ジュネーブ首席代表（レネ・ワドロー氏）に国連人権委員会に提出するよう要請した。文書は、1993年2月15日に提出され、国連 NGO 文書（UN Doc. 1993）として配布された。この IFOR 文書は、日本の新聞（毎日 1993）が報道し、韓国の英字新聞にも転載報道され、1963年 ILC 報告書の記述は、日本と韓国に知られることになった。

報道を受けて、本岡昭次参議院議員（当時）が国会で質問すると政府に通告したところ、外務省条約局長は、「日本がどこまで落ちて行くかわからない」と、本岡議員の事務所に座り込んで、国会質問を断念するよう要請したという。しかし、本岡昭次議員は、強硬な外務省の抵抗を撥ね返して国会質問を断行し、日本で初めて政治問題化した（本岡 1993）。外務省は、1966年 ILC 報告書には、1905年「韓国保護条約」の効力問題が掲載されていないことを理由に、1963年 ILC 報告書の記載のインパクトを弱めようとする答弁をした。しかし、日本政府は1963年 ILC 報告書が、国連総会で採択されたこと（UN Doc. 1963b）⁽⁵⁾には触れなかった。本岡議員は、韓国を訪問して裏づけを取り、国際人権研究会（会長本岡昭次議員）から冊子（国際人権研究会 1993）を発行した。

(2) 沈黙と研究の不在

報道と国会質問の影響は大きく、内外で国際会議、講演会が開催された。日韓研究者間で『世界』誌上論争が始まり、タブーが破れたのは大きな成果だった。韓国側から李泰鎮教授（李 1998a; b）（韓国史）の歴史研究が同誌上に発表され、日本側から海野福寿教授（海野 1999）（近代日朝関係史）、坂元茂樹教授（坂元 1998）（国際法）らの研究者が反論するという形で誌上論争が継続し、他の研究者も論争に参加した。しかし、共通理解を導き出すには至らなかった。

海野教授は、一時「絶対的無効」論に傾いていたが（海野 1994）⁽⁶⁾、結局、「不当合法論」（海野 1995b）を唱えるようになった。坂元教授は、筆者が上げた国際慣習法（国家代表個人への強制による条約は絶対的無効）は認めたが、事実関係が国家代表個人への強制の事例にあたると判断できないとした（坂元 1995）。1963年 ILC 報告書の記載が「間違っている」との主張ではなかった。

この後、他の日本の国際法学者、とりわけ条約法の専門家が旧条約問題を研究するようになることを期待していたが、沈黙が続いた⁽⁷⁾。

論議が中途半端な状態に止まってしまったところから、村山首相（国会答弁）も、旧条約は不当だが「合法」との説に止まり、無効論を主張する

韓国側との大きな溝が埋まらなかった（村山 1995）。

4. 「批准必要説」研究の不在

(1) 国際法上の問題

1905年「韓国保護条約」の国際法上の法的効力に関する論点は、①国家代表個人の強制による絶対的無効（UN Doc. 1963a）、②日本政府による条約の偽造（「捏造説」（李 2006））、③批准を欠く条約は無効（「批准必要説」に基づく）の3点である。

以下、第3の論点を検討する。

(2) 国際法上の「批准」の意義

現在の国際法上は、1969年5月23日に採択された「条約法に関するウィーン条約」の第2条に、条約は、原則として、「批准」など国際的な条約に拘束されることについての国の同意行為により国際的に確定的なものとなるとの定めがある。

国際法と国内法の双方が交錯するので注意を要する。国際法と国内法の関係について、「一元論」と「二元論」がある。だが、いずれにしても、国際法が規律する平面と国内法が規律する平面が存在する（Jennings 1996）。両者の関わりについては、「条約の締結手続に関して、国際法は、なにびとが国家の名において条約締結手続に参加しうるかの決定を、それぞれの国内憲法の規定に委任しており、憲法によって条約締結の授権がない場合には、条約は有効に成立しないことになっている」（田畑 1957）とされることから分かるだろう。

国際法である条約を締結するための国内法手続は、国際法によって各国の憲法に委ねられている。しかし、締結された条約が国際法上有効かどうかは、国際法上の問題である。両者の関係を論理的に整理しないと、何を研究すべきポイントが定まらない。

(ア) 条約締結手続（批准）と条約の国際法上の効力

1905年当時の条約の国際法上の効力は、当時の国際法規範によって定まる。国際連盟も、国際

法の法典化もできていなかった。今日の国際司法裁判所の源泉となった常設仲裁裁判所は、1899年第1回ハーグ平和会議で設置が決まったばかりだった。国際法規範を構成していた慣習国際法を知るには、当時の国際法学者の学説の文献研究によるしかない。

①国内法上の条約締結手続の「合法性」と条約の国際法上の効力

「批准不要説」を代表する海野説（海野 1995a）⁸⁾は、日本の外務省の実務基準（しかも1905年当時の基準ではなく、1936年に作成された事後的文書）を根拠として、1905年「韓国保護条約」は、高宗皇帝の批准がなくても合法だったとする。

日本国が条約を締結する際に、外務省が依拠すべきとされる国内法上の実務処理基準（1905年当時の基準を証明する外務省内部文書の存否は不明）上「合法」な手続が取られていれば、国際法上も条約は「有効」となると言えるのだろうか？

条約の締結手続は、①-①日本国内の憲法以下の国内法手続⁹⁾だけでなく、①-②韓国側の国内法上の条約締結手続の定めによる制約も受ける。②さらに、締約国双方は共に、国際条約の締結手続に関して国際法（慣習国際法規範）による制約を受けていた。

だから、条約の国際法上の効力を研究するには、日本外務省内部の実務処理慣行ではなく、まず世界に通用する国際法解釈学の研究に立ち戻ることが必要であるが、海野教授は、1905年「韓国保護条約」の効力を論じるに当たり、とりわけ批准の要否に関して、国際法解釈学の検討を一切無視してしまった。

韓国の国内法上も条約の締結手続の定めがあり、韓国の当時の国内法では、署名された条約は、一定の手続を経た後、高宗皇帝が条約批准書に署名し、玉璽を押捺して承認し、批准するとされていた。ところが、1905年「韓国保護条約」については、何の国内手続きもとられず、皇帝は最後まで署名も玉璽の押捺もしなかった（李 2006）。韓国国内法上は完全に「非合法」な条約締結手続だった。

しかし、国際法上もこの「条約」が「無効」と言い切れるかという点、簡単ではない。条約締結

権を持っていた高宗皇帝の「批准」なしで、この「条約」が「国際法上」法的に有効な条約として成立し、効力を発生したのか否かを当時の慣習国際法規範（国際法の平面の法規範）の基準に基づいて論じる必要がある。この点の論理的整理ができないために、日韓のすれ違い論議が解消されないであろう。

②条約締結手続に関する「批准必要説」と国際法上の条約の効力

故白忠鉉教授（ソウル大学、国際法）は、1905年「韓国保護条約」及び1910年「韓国併合条約」を含め、「日本が……韓国の主権を段階的に強奪した五つの条約」について、「これらすべての条約の内容は、国家の主権制限に直接関連した事案だ」とし、「当然条約締結のための全権委任状及び批准手続のすべての要件を取り揃えるべきだった」と、「批准必要説」（白 2008）を唱えていた。これは、国際法学の標準的解釈だと思われる。

この論争を解明するためには、1905年当時の国際法解釈学が「批准必要説」をとっていたのか、「批准不要説」をとっていたのか？ これを焦点にした文献研究が必要であるが、何故か研究が不在だった。海野教授は、日本国内法上手続が「合法」だったと述べるに止まり、批准の要否に関する当時の国際法解釈学の文献に全く言及していない。日本の国際法（条約法）学者による研究も見当たらない。

(3) 日本に所在する文献調査

1905年当時の日本の国際法解釈学の研究レベルは、高度なものだったのだろうか。

(ア) 大学図書館所蔵文献の調査

日本の大学図書館¹⁰⁾で、1905年前後の日本における国際法解釈学文献を渉猟した。以下の古書を見つけることはそれほど困難ではなかった。

①【『ホール氏国際公法』（1899年）】

英国の国際法権威者であったホール（1899）は、条約の締結のために批准が必要であることについて、「條約ヲ有効ナラシメルタメニハ国家ノ最高ナル條約締結権限ヲ有スル機関ニヨリ……批准セラレルコトヲ要ス」と、「批准必要説」を説いていた¹¹⁾。また、1905年「韓国保護条約」の文

面には批准の必要性について明示の記載がないが、ホール（1899）は、そのような場合について、以下のとおり、「明示ノ批准」が必要であると明記していることに注意すべきであろう。「全権委員ニ依リ締結セラレタル條約ハ反對ノ特約ナキ場合ニ於テハ通常明示ノ批准ヲ必要トス」と述べている。

これは、当時の権威ある英国の研究書の翻訳であり、慣習国際法の当時の解釈として信頼できる通説であったと判断してよいのではないだろうか。なお、同書の原書（Hall 1895）は、英国において出版されたが、日本語版出版（ホール 1899）に先立ち、早くも原書出版の翌年である 1896 年には、その英語版リプリントが日本でも出版されている（Hall 1896）。これは、同書が当時日本において広く普及していたことの証拠としてあげてよい。

②【高橋作衛『平時国際法論』（1910 年）】

当時の代表的な日本人国際法学者であった、高橋作衛教授は、東京帝国大学で国際法を教授していたが、1903 年（明治 36 年）その東大での講義を『平時国際法論』として出版した（同書（高橋 1910）参照）。以下のとおりホール同様批准必要説を取っている。「有効ニ調印セラレタル條約ハ更ニ其上ニ批准セララルコトヲ要ス條約ノ批准ニハ法律ノ裁可ニ似タル所アリ調印ニヨリテ制定セラレ批准ヲ俟テ有効ニ成立スルモノトス」（高橋 1910）としていた。

念のために付言するが、高橋教授は、「条約ノ批准ハ概ネ此ノ方法ニ拠ルモノナリ」として「明示ノ批准」が原則であるとする。しかし、例外としては、「其對手ニ於テ之ヲ知りナカラ敢テ異議ヲ述ヘサリシ場合ノ如キハ黙示ノ批准アリタルモノ」と「黙示ノ批准」があり得ることも認めていた（高橋 1910）。高宗皇帝は、1907 年ハーグへ密使を派遣するなど、1905 年「韓国保護条約」が日本の一方的な行為であって、自らは承認していないと、国際的に何度も異議を唱え続けていた。だから、本件については黙示の批准があったとすることはできない。

③【立作太郎『平時国際法完大正 14 年東大講義』（1925 年）】

立作太郎は、高橋作衛よりも後に、東京帝国大

学で国際法を教授したが、其の前である 1899 年に前掲の『ホール氏国際公法』を翻訳出版している。だから、ホールの学説を継承していたことに不思議はない（立 1925）。

（イ）国会図書館所蔵文献の網羅的調査

1905 年当時の文献を網羅的に調査するために、国立国会図書館で入手可能な文献を網羅的に調査した。国会議員⁽¹²⁾ 協力を得たことで、調査は容易になった。

①【1905 年当時の文献の網羅的調査】

1905 年（明治 38 年）当時の国際法に関する文献を国会図書館で調査したところ、平時「国際公法」・「国際法」に関する文献で、検討に値すると思われる専門書が多数見つかった。同一著者の著作が複数あった場合は、記述が詳細なものを選び、網羅的に調査した。

結論を言えば、著作により精粗の違いがあり、記載が十分でないものも散見されたが、ほとんどの著作（21 冊の調査結果を後掲資料に掲載）で「批准必要説」をささえる記載を見つけることができた。「批准不要説」を唱えていた著作は、一点も見出すことができなかった。

②【倉知鉄吉『国際公法』（1899 年）】

歴史的に特筆すべき象徴的著作（倉知 1899）を取り上げてみたい。

1870 年（明治 3 年）金澤で生まれた倉知鉄吉（人事興信所 1931; 東洋新報社 1917）は、1894 年（明治 27 年）東京帝国大学法科大学を卒業し、同年内務省に入り、統監府書記官（伊藤博文統監の事実上の秘書官）を歴任し、1910 年当時は外務省の政務局長として韓国併合を取り仕切った（外務大臣官房文書課 2000）。1913 年（大正 2 年）に外務次官で退職したが、外務官僚としてはトップエリートであった。そればかりか、1909 年 10 月安重根義軍参謀中将による伊藤博文公爵射殺の直後、外務省政務局長として旅順に派遣され、小村寿太郎外相の命により安重根を「極刑」に処すために働いた歴史上の重要人物でもあった（戸塚 2009）。

倉知鉄吉は、能吏であったが、他方国際法学者の一人でもあり、1899 年（明治 32 年）に国際公法の学術書（倉知 1899）を上梓している。同書は、現日本大学の前身である日本法律学校での講義録

であり、1905年「韓国保護条約」強制事件の前に出版されていることに注目すべきである。倉知(1899)は、1910年の「韓国併合」に際して、外務省政務局長として韓国の「併合」というそれまで使われたことがなかった法律用語を考案した人物とされる(外務大臣官房文書課2000)。

興味深いことに、倉知の著書は、上記の他の学説同様、「批准必要説」を採用していた。倉知(1899)は、「有効ニ締結セラレタル條約ハ更ニ其上ニ批准セララルコトヲ要ス條約ノ批准ハ法律ノ裁可ニ似タル所アリ條約ハ締結ニ依リテ製作セラレ批准ヲ俟チテ有効ニ成立スルモノトス」とし、さらにまた、「以上述べタルカ如ク君主其ノ他條約締結ノ大権ヲ有スル者カ直接ニ條約ヲ締結スル僅少ナル場合ノ外條約ハ總テ批准ヲ俟テ初メテ効力ヲ生スルコトトナレルヲ以テ未タ批准セラレサル條約ハ未タ條約ノ効力ヲ有スルモノニアラス」と明確に「批准必要説」を説いている。

大日本帝国政府による韓国「併合」を指揮していた伊藤博文を身近に補佐していた高級官僚倉知鉄吉は、「批准必要説」をとっていた国際法の学者でもあったのである。日本政府がその当時から、日韓旧条約の「無効」を熟知していたことを示す証拠として、極めて意義深い文献である。このことから証明できることは、当時の日本政府・外務省の最上層部官僚は、1905年「韓国保護条約」(1910年「韓国併合条約」も同様)が、韓国高帝の批准を欠いていたゆえに、はじめから有効に成立していなかった国際法上無効な文書であったこと、それ故に安重根裁判には裁判管轄権が無いという重大な不法があったことを疑いもなく判断できる国際法上の知識を熟知していたという「真実」である。

なお、海野(1995a)教授は、倉知(1899)を引用しているのであるが、なぜか批准必要説を述べた部分には全く触れていないこと⁽¹³⁾を付言しておきたい。

(4) 現在の学説と「批准必要説」

『『オープンハイム』(第9版)』

“Oppenheim’s International Law”は、戦前から戦後にかけて日本の帝国大学でも広く読まれて

きた権威ある国際法学の基本書であったが、その第9版(Jennings 1996)を参照してみたい。同書は、過去3世紀の間に、批准制度の機能が顕著な変貌を遂げたとしているものの、別に報告したように、「批准必要説」を採用している。ここでは詳細の説明を省略する(戸塚2010a; b)。

(5) 文献研究のまとめ

この研究で、当時の学説は、「批准必要説」で一致していたことが明らかになった。ところが、日本の外交実務も政治も、当時から今日にいたるまで、「批准不要説」に基づいて動いていた。現実の外交・政治は、学問的な真実を尊重せず、これを無視して全くかけ離れた行動をとっていたという事実を確認することができたのである。

荒井信一教授(国際関係史)は、示唆に富む詳細な歴史学研究を公表し、この外交・政治と学問的な真実の乖離を解明し(荒井2008)、1905年以降、立作太郎、有賀長雄ら「法実証主義者」が、国家実行を追認し法的に正当化する経緯を明らかにし、「条約は、国家の実行(既成事実)によって「追認し法的に正当化」され、国家の実行と見事に癒着する中で説明されるのである」と結論している。

しかし、どのように正当化しようとも、上記したとおり、1905年当時の国際法規範は明らかかなものであって、これら「法実証主義者」もそれを改変することには成功しなかった。

このように、1905年当時の日本の国際法学は、「批准必要説」を一致して支持していたことが判明した。歴史研究によって韓国皇帝の批准がなかったことが証明されている以上、1905年「韓国保護条約」を含む日韓の五つの旧条約は、いずれも批准を欠いている故に、国際法上は有効に成立していなかったと考えるしかない。日本はこれを認め、謝罪すべきである。

〈資料〉

1. 【石川錦一郎著『国際公法』博文館、1890年】

「批准トハ一國ノ主権者若シクハ國憲ニヨリ此權利ヲ付與セラレタル者カ條約締結ノタメ任命シタル全權委員ノ締結シタル條約案ヲ是認スルヲ云フ……全權委員ノ條約案モ主権者ノ批准ヲ經サル間ハ未タ双方國家

- ノ間ニ其効力ヲ生セサルヲ通則トス」(石川錦一郎著『國際公法』博文館(政治学経済学法律学講習全書)、明治23年4月、1890年、pp.1-392。同書、202-204ページ。)
2. 【豊島鉄太郎著『國際法講義録』豊島鉄太郎刊、1891年】
「右ニ述ベタル「カルテル」ヲ除クノ外ハ總テ條約ハ君主ノ批准ヲ要スルモノトス或ル場合ニ於テハ條約文面上ニ君主ノ批准ヲ要ストノ旨ヲ書載スルアリト雖モ假令之カ記載ナシト雖トモ必ス批准ナル可カラサルコトハ國際法ノ原則ナリ」(豊島鉄太郎著『國際法講義録』豊島鉄太郎刊、1891年【明治24年、4月】、pp.1-428。同書、172ページ。)
3. 【三崎亀之助述美和金次郎編『國際公法』東京法学院、1892年】
「國法ニ依リ條約締結ノ權ヲ有スル者カ親シク締結シタル場合ヲ除クノ外ハ條約ハ必ス本國ノ批准ヲ受ケサルヘカラス……條約締結ノ委任ヲ受ケタル者カ締結シタル條約ハ必ス公然批准ヲ受ケサルヘカラス昔時ノ學者ノ説ニ從ヘハ相當ノ權カヲ有スル者カ其權限内ニ於イテ締結シタル條約ハ邦國ハ必ス之ヲ遵行セサルヘカラス而シテ更ニ之カ批准ヲ受ケルヲ要セスト云ヘリ然レトモ當今ノ定説ニ依レハ……全權委員ガ取結ヒタル條約ヲ有効ナラシムルニハ必ス本國ノ批准ヲ要スヘキコトハ當今國際法ノ確認スル所ナリ」(三崎亀之助述美和金次郎編『國際公法』東京法学院、1892年(明治25年)、1-509ページ。同書、302-303ページ。)
4. 【レオン・レヴキ著、前田盛江、山中淳貫訳『國際法提要』東京専門学校、1894年】
「第百五十五 全權公使カ締結シタル條約ハ其本國君主或ハ邦國ノ批准を経スル可ラス批准なき間ハ其條約ハ未タ有効なるものにあらず」(レオン・レヴキ著、前田盛江、山中淳貫訳『國際法提要』東京専門学校(東京専門学校政治科第5回3年級講義録)、1894年(明治27年)、pp.1-296。同書、119ページ。)
5. 【チャー・ゼー・ローレンス著、陸奥広吉訳『國際公法摘要』丸善、1895年】
「批准トハ締結國ハ代表權ヲ有スル者雙方ガ調印シタル條約ヲ交換スル前ニ當リ國家主權ノ力ニ依ッテ承認スルノ方式ヲ云フ。總テ條約ハ反對ノ合意アル場合ヲ除クノ外ハ批准ヲ經ザル間ハ何等ノ効力ヲ有セザルナリ。」(チャー・ゼー・ローレンス著、陸奥広吉訳『國際公法摘要』丸善、1895年、pp.1-220。同書、97-98ページ。)
6. 【パレルノストロー述、足立峰一郎訳、中村藤之進記『國際公法講義』明治法律学校講法会、1897年】
「批准ハ條約ヲシテ効力アラシメ、執行力ヲ生セシムルモノナリ、猶ホ批准ナキトキハ此等ノ効力ヲ生セサルヲ以テ原則トス、……第一。批准ヲ留保スルコト
- カ一般ノ習慣ナルコト……第三。……故ニ若シ特約ヲ以テ反對ノ意思ヲ明示セサルハ批准ハ必ス留保セラレタルモノト決論スルコトヲ得ルナリ、」(パレルノストロー述、足立峰一郎訳、中村藤之進記『國際公法講義』明治法律学校講法会、1897年(明治30年7月)、pp.1-659。同書、517ページ。同書、520-521ページ。)
7. 【平岡定太郎著『國際公法』攻法会、1898年】
「批准トハ關係國代表者ノ雙方カ合意ニ因リテ定メタル條約ヲ關係國主權ノ力ニ依テ承諾スル方式ヲ謂フ……之ヲ代表者ノ一意ニ放任スルコトヲ得ス……國家主權ノ力ニ依リ精査スルコトヲ要ス
批准ハ重要ノモノナリト謂モ必スシモ常ニ批准ヲ要スルモノニ非ス即チ締結代表者ニ携帶セシムル全權委任状ニ批准ヲ要セサル旨ヲ明言スル等ニ依リ反對ノ意思ヲ表示スルカ又ハ國法ニ因リ條約締結ノ大權ヲ握持スル者自ラ條約ヲ締結シタル如キ場合ニハ敢エテ批准ヲ要セス」(平岡定太郎著『國際公法』攻法会、1898年(明治31年7月)、pp.1-207。同書、88-89ページ。)
8. 【ウィリアム・ホール著、立作太郎訳『ホール氏國際公法』東京法学院、1899年】
「國際條約ハ君主又ハ其他ノ條約締結ノ權限ヲ委任セラレタル機関ニ依リ自ラ締結セラレタル場合若クハ或ル官職ニ伴エル委任權限内ニ於テ締結セラレタル場合ヲ除キテハ締結セル條約ヲ有効ナラシメルタメニハ國家ノ最高ナル條約締結權限ヲ有スル機関ニ依リ明示又ハ黙示ニ批准セラレルコトヲ要ス……全權委員ニ依リ締結セラレタル條約ハ反對ノ特約ナキ場合ニ於テハ通常明示ノ批准ヲ必要トス」(ウィリアム・ホール著、立作太郎訳『ホール氏國際公法』(原著第4版の翻訳)東京法学院発行・有斐閣書房発売、1899年(明治32年7月)、pp.1-955。同書、432-433ページ。)
9. 【倉知鉄吉著『國際公法』日本法律学校、1899年】
「有効ニ締結セラレタル條約ハ更ニ其上ニ批准セラレルコトヲ要ス條約ノ批准ハ法律ノ裁可ニ似タル所アリ條約ハ締結ニ依リテ製作セラレ批准ヲ俟チテ有効ニ成立スルモノトス……以上述ベタルカ如ク君主其ノ他條約締結ノ大權ヲ有スル者カ直接ニ條約ヲ締結スル僅少ナル場合ノ外條約ハ總テ批准ヲ俟テ初メテ効力ヲ生スルコトトナレルヲ以テ未タ批准セラレサル條約ハ未タ條約ノ効力ヲ有スルモノニアラス」(倉知鉄吉著『國際公法』日本法律学校(日本法律学校第四期講義録)、1899年(明治32年)、pp.1-313。同書、198-202ページ。)
10. 【今西恒太郎著『國際法学』丸善、1899年】
「……既に合意あり代表者其人を得て條約締結せられたればとて一國主權者ノ批准なくんば亦條約ノ効力を奏せざるべきものなれば……」(今西恒太郎著『國際法学』丸善、1899年、pp.1-346。同書、40ページ。)
11. 【中村進午著『リスト氏國際公法』東京専門学校出版部、1900年】

「全権大臣によって締結せられたる條約は元首の批准を経て始めて國際法上の拘束力を生ず。……條約の締結は批准の交換に依て完全に成立す。……條約は批准に依て國際法上の効力を生ずるものにして一國の憲法上立法元素の必要なる同意を得たと否とは問ふ所にあらず。」(中村進午著『リスト氏國際公法』東京専門学校出版部(名著綱要政法理財科)、1900年(明治33年)、pp. 1-172. 同書、83-84 ページ。)

12. 【山口弘一述『國際公法 平時』、和仏法律学校、1900年】

「條約成立ノ時期ニ付テ今日ノ實際ヲ觀ルニ條約ハ條約締結ノ一事ヲ以テ完成スルニ非シテ必ス第二ノ手續タル批准ヲ要ス……書面條約ニハ此手續ヲ缺クコトナシ唯委任狀ニ批准ヲ要セサル旨ヲ規程スル場合若クハ戰時ニ於テ僅ニ其例外ヲ見ル

「グロチウス」以來舊時ノ學者ハ批准ヲ以テ條約成立ノ條件ニ非スト云フ者多シ……然ルニ「ピンケルシューク」以來此說ヲ一變シ今日ノ學者ハ大抵批准ヲ以テ條約成立ノ要件ト為セリ……予ヲ以テ之ヲ觀ルニ條約ハ批准交換ヲ為シタルトキ始メテ成立シ且ツ其効力ヲ發生スルモノナリ」(山口弘一述『國際公法 平時』、和仏法律学校(和仏法律学校33年度第3部講義録)、1900年(明治3年) pp. 1-204. 同書、178-179 ページ。)

13. 【有賀長雄述『國際公法』東京専門学校出版部、1901年】

「條約は果して全権委員の調印を了したる時を以て成立するかは將た批准を交換する時に至りて始めて成立するか。

往時ノ學者中「ゼンチル、グロシウス」「プフェンドルフ」は當時羅馬法ノ精神を以て之を推して條約は全権委員ノ調印に成立するものとし……。

然るに近時に至り「クレチヤン、ボンフェイス」を始めとして多くの學者は反對の見解を取り、條約は元首の批准に至りて始めて効力確定するものなると前世紀の始よ定まれる慣例にして全権委任は唯た一般に談判を遂ぐるの委任なりとして觀るべきものなりと云えり、且事實に於て條約の公布執行は批准交換の後に於てするを以て一般に此の時を以て其の効力の確定するときと為すは自然の勢なり、……。

大抵の條約には批准條項を設けたり、而して若し之を設けざるものもあるも、批准を保有せるものと解釈す、是れ國際法上に論なき所なり(リヴィエール下卷第七二頁)、若し全く批准を省く意なるときは故さら之を省くの明文を設けざる可からず。(有賀長雄述『國際公法』東京専門学校出版部(東京専門学校法律科第13回第2部講義録)、1901年、pp. 1-587. 同書、444-445 ページ。同書、453 ページ。)

14. 【玉置嘉門編、中村進午閱『國際公法論綱 學說対照』

清水書店、1901年】

「條約ハ批准アラサレハ未タ確定ノモノトナル能ハサルナリ而シテ批准スルハ國家ノ權利ナリヤ果タ義務ナリヤ曰ク批准は權利ナリ」(玉置嘉門編、中村進午閱『國際公法論綱 學說対照』清水書店、1901年(明治34年9月)、pp. 1-366. 同書、140-141 ページ。)

15. 【フリードリヒ・フォン・マルテンス著、中村進午訳『國際法第1冊上』東京専門学校出版部、1901年】

「批准を以て條約の有効及び拘束力を生ぜしむことに必要なりとするは國際法學者の凡て一致する所なり。條約締結の委任を受けたる者は先づ其全権を交換し、談判終りたる後訓令に従つて條約書に記名す。然れども未だ元首の批准なき限りは此の條約は締結國を拘束するものにあらず。批准の權利を有する者は締結國の主権を有する者に限る。」(フリードリヒ・フォン・マルテンス著、中村進午訳『國際法第1冊上』東京専門学校出版部、1901年(明治33、34年)、pp. 1-670. 同書、623 ページ。)

16. 【フランツ・フォン・リスト著、中村進午編『國際公法』東京専門学校出版部、1902年】

「全権大臣に依て締結せられたる條約は元首の批准を経て始めて國際法上の拘束力を生ず。」(フランツ・フォン・リスト著、中村進午編『國際公法』東京専門学校出版部、1902年(明治35年)、pp. 1-172. 同書、83 ページ。)

17. 【大野若三郎著、中村進午閱『國際法新論』有斐閣、1903年】

「而して此の如くにして議決せられたる條約案は各當事者の最高機關に依りて批准せらる批准とは乃ち其條約案を承認する國家の決定を云ふ抑も條約の締結が此第二段の手續を要する者其議決事項が重大にして恒久に亘るべき者なるを以て特に鄭重なる審理に依り或は遺憾なからんを期したるに外ならざる也故に批准權は其性質上絶対の權利也」(大野若三郎著、中村進午閱『國際法新論』有斐閣、1903年(明治36年11月)、pp. 1-528. 同書、332-335 ページ。)

18. 【秋山雅之介著『國際公法第1冊』和仏法律学校、1903年】

「戰爭中ニ於ケル陣中規約ハ之ヲ締結スル海陸軍將帥ニ於テ其全権ヲ有シ又其事項ハ一時的必要ノモノニ限り且之ヲ實行スルニ付キ神速ヲ要スルカ故ニ其規程ハ批准ヲ須ヒシテ兩國ヲ拘束シ又條約ヲ主權者自ラ締結シ其條約書ニ記名調印スルトキハ批准ヲ要セス……全権委員ノ締結シ署名調印シタル條約ニシテ國家ヲ拘束スル効力ヲ有スルニ付キテハ更ニ主權者ノ批准ヲ必要トス……假令條約ノ明文ニ批准ヲ為スヘキコトヲ規程セサル場合ニ於テモ總テ條約ニハ本國政府ノ最後ノ判断即チ批准ヲ要スルモノトス」(秋山雅之介著『國際公法第1冊』和仏法律学校、1903年(明治35年)

- pp. 1-659. 同書、537-539 ページ。同書、545 ページ。)
19. 【高橋作衛『平時国際公法』日本法律学校、1903年】
「有効ニ調印セラレタル條約ハ更ニ其上ニ批准セラルルコトヲ要ス條約ノ批准ハ法律ノ裁可ニ似タル所アリ條約調印ニヨリテ制定セラレ批准ヲ俟テ有効ニ成立スルモノトス……批准ニハ明示ノモノト黙示ノモノトアリ明示ノ批准トハ文字ノ示ガ如ク批准者ニ於テ直接ニ批准ノ意志ヲ發表スル場合ヲ云フモノニシテ條約ノ批准ハ……其對手ニ於テ之ヲ知りナカラ敢テ異議ヲ述ヘサリシ場合ノ如キハ黙示ノ批准アリタルモノト云フヲ得ベキモノト……」(高橋作衛『平時国際公法』日本法律学校、1903年(明治36年7月)、pp. 1-1007. 同書、651 ページ。同書、653 ページ。)
20. 【千賀鶴太郎『国際公法』京都法政大学、1903年】
「……批准書交換ニ依リ條約ハ始メテ成立シ兩國の間ニ拘束力ヲ生ス若シ批准書ヲ作ルモ未タ之ヲ交換セサル間ハ條約ハ尙成立セス故ニ條約ノ締結ハ決シテ全権委員ノ署名捺印ヲ以テ完了スルニアラス批准書交換ヲ待チテ完了スルモノト知ルヘシ」(千賀鶴太郎『国際公法』京都法政大学(京都法政大学第1期2学年講義録)、1903年(明治36年)、pp. 1-755. 同書、343-344 ページ。)
21. 【松原一雄『最近国際公法原論』東京法学院大学、1904年】
「批准モ條約成立ノ一要件ナリ君主其他憲法上ノ條約締結権者ノ批准ナクハ條約ハ有効ニ成立セス我帝國憲法ニ曰ク天皇ハ諸般ノ條約ヲ締結スト蓋シ天皇ハ談判委員ノ調印セル條約ヲ批准スルモノナリ條約ノ批准カ即チ憲法上所謂條約ノ締結ナリ批准ノ條約成立ニ必要ナルハ云フスシテ明ケシ但例外アリ(一)君主自ラ條約ノ談判ヲ為シ調印ヲ為ス場合(二)批准ヲ要セスシテ有効ナルヘキコトヲ談判委員ノ権限内ニ示セルトキ……通俗ニ條約ノ締結ト稱スルハ實ニ単ニ條約ノ調印ニ過キササルナリ凡ソ反對ノ特約ナキ限りハ條約ハ批准ヲ俟テ初メテ効力ヲ生スルニ至ルヘキコト今日ニ於テハ疑ナシ……」(松原一雄『最近国際公法原論』東京法学院大学、1904年(明治37年5月)、pp. 1-114. 同書、294-296 ページ。)

【参考文献】

【日本語文献】

- 荒井信一 2008. 「日本の対韓外交と国際法実践」 笹川紀勝・李泰鎮編『国際共同研究韓国併合と現代——歴史と国際法からの再検討』明石書店、258-292 ページ。
- 海野福寿 1994. 「一九〇五年「第二次日韓協約」」『駁台史學』91巻(3月)、1-34 ページ。
- 海野福寿 1995a. 「I 研究の現状と問題点」海野福寿編『日韓協約と韓国併合——朝鮮植民地支配の合法

- 性を問う』明石書店、13-17 ページ。
- 海野福寿 1995b. 『韓国併合』岩波書店(新書)、164-165 ページ。
- 海野福寿 1999. 「李教授の「韓国併合不成立論」を再検討する」『世界』(10月号)、261-262 ページ。
- 外務大臣官房文書課 2000. 「倉知鉄吉氏述韓国併合の経緯」外務省『近代外交回顧録4』ゆまに書房、163-182 ページ。
- 共同通信 2010年5月10日. 「韓国併合は当初から無効日韓知識人が共同で声明」。
- 倉知鉄吉 1899. 『国際公法』(日本法律学校第四期講義録)日本法律学校出版、198-202 ページ。
- 国際人権研究会編 1993. 『1905年「韓国保護条約」は成立していたか』国際人権研究会発行(4月)。
- 坂元茂樹 1995. 「日韓保護条約の効力——強制による条約の観点から」『関西大学法学論集』44巻4・5号、869-932 ページ。
- 坂元茂樹 1998. 「旧条約問題の落とし穴に陥ってはならない」『世界』(9月)、193-206 ページ。
- 笹川紀勝・李泰鎮 2008. 『国際共同研究韓国併合と現代——歴史と国際法からの再検討』明石書店。
- 人事興信所 1931. 『人事興信録』(昭和6年第9版)人事興信所、ク49-50 ページ。
- 東洋新報社 1917. 『大正人名事典第三版』東洋新報社、1181 ページ。
- 高橋作衛 1910. 『平時国際法論』(4訂増補9版)日本大学発行・清水書店発売、651 ページ。
- 立作太郎 1925. (立博士述・非売品)『平時国際公法完 大正14年東大講義』、373 ページ。
- 田畑茂二郎 1957. 『国際法I(新版)』有斐閣、150 ページ。
- 戸塚悦朗 1993. 「乙巳保護条約の不法性と日本政府の責任」国際人権研究会編『1905年「韓国保護条約」は成立していたか』国際人権研究会発行(4月)、6-33 ページ。
- 戸塚悦朗 2006a. 『ILOとジェンダー——性差別のない社会へ』日本評論社。
- 戸塚悦朗 2006b. 「統監府設置100年と乙巳保護条約の不法性：1963年国連国際法委員会報告書をめぐって」龍谷法学、39巻1号、15-42 ページ。
- 戸塚悦朗 2008. 『普及版 日本が知らない戦争責任日本軍「慰安婦」問題の真の解決へ向けて』現代人文社。
- 戸塚悦朗 2009. 「安重根裁判の不法性と東洋平和」『龍谷法学』42巻2号、1-27 ページ。
- 戸塚悦朗 2010a. 「1905年「韓国保護条約(?)」は捏造されたのか」『龍谷法学』42巻3号、311-336 ページ。
- 戸塚悦朗 2010b. 「韓国保護条約(?)」は捏造だったのか』韓国併合』市民ネットワーク編『今、「韓国併合」を問う～強制と暴力・植民地支配の原点～』(3月)、45-65 ページ。

- 白忠鉉 2008. 「日本の韓国併合に対する国際法的考察」 笹川紀勝・李泰鎮編『国際共同研究韓国併合と現代——歴史と国際法からの再検討』明石書店、389 ページ。
- ホール・ウィリアム著・立作太郎訳 1899. 『ホール氏国際公法』（原著第4版の翻訳）東京法学院発行・有斐閣書房発売（7月）、433 ページ。
- 毎日新聞 1993年2月16日。「従軍慰安婦問題、スイスの人権組織「日韓保護条約は無効」63年、国連委が報告書」。
- 村山富一 1995. 『参議院本会議会議録4号平成7年10月5日』、19 ページ。
- 本岡昭次 1993. 『参議院予算委員会会議録7号平成5年3月23日』、8-13 ページ。
- 李泰鎮 1998a. 「日韓対話 韓国併合は成立していない（上）日本の大韓帝国国権侵奪と条約強制」『世界』（7月）、300-310 ページ。
- 李泰鎮 1998b. 「対話 韓国併合は成立していない（下）日本の大韓帝国国権侵奪と条約強制」『世界』（8月）、185-196 ページ。
- 李泰鎮著・烏海豊訳 2006. 『東大生に語った韓国史：韓国植民地支配の合法性を問う』明石書店、159-219 ページ。
- 和田春樹 2010. 「韓国併合100年と日本人」『思想』1029号（1月）、239-254 ページ。

（英語文献）

- Jennings, Robert and Arthur Watts (ed.) 1996. *Oppenheim's International Law Ninth Edition* Vol. 1 Peace Parts 2 to 4, Longman, pp. 1226-1230.
- Hall, William Edward 1895. *A treatise on international law*, Oxford, Clarendon Press.
- Hall, William Edward 1896. *A treatise on international law*, Tokyo, Sanseido.
- UN Doc. 1963a. A/CN.4/163, Report of the International Law Commission covering the work of its Fifteenth Session, 6 May-12 July 1963, Official Records of the General Assembly, Eighteenth Session, Supplement No. 9 (A/5509), Extract from the Yearbook of the International Law Commission: 1963, vol. II, p. 139.
- UN Doc. 1963b. 1902(XVIII), RESOLUTIONS ADOPTED BY THE GENERAL ASSEMBLY DURING ITS EIGHTEEN SESSION, 1258th plenary meeting, 18 November 1963.
- UN Doc. 1993. E/CN.4/1993/NGO/36.

- (1) 1905年7月29日桂タフト秘密協定。
- (2) この研究に東北亜歴史研究財団の助成をいただいたことを感謝申し上げます。その研究成果は、戸塚悦朗「東北亜歴史財団への研究報告書」（2010年2

月28日）として同財団に提出された。本論文には、その研究成果を活用している。

- (3) ① International Conference (安重根) in Seoul, October 26, 2009-October 27, 2009にて講演：「安重根裁判の不法性と東洋平和——1905年「韓国保護条約(?)」の効力との関わり」。②京都自由大学が「韓国併合」100年市民ネットワークと共催で、安重根義軍参謀中將処刑100周年の2010年3月26日に開催した講演会で、安重根裁判の不法性を端的に示す1905年「韓国保護条約」の不法性に焦点を合わせ講演。
- ③国際高麗学会日本支部第14回学術大会2010年6月13日(日)：立命館大学朱雀キャンパスで開催されるシンポジウム：『韓国併合100年と日韓・日朝関係』で「旧条約問題と日本の沈黙：今後100年の課題」と題して講演予定。
- (4) 放送：2010年4月18日(日)午後9時～10時13分「NHKスペシャル：日本と朝鮮半島第1回韓国併合への道～伊藤博文とアン・ジュングン～」。
- (5) 1963年11月18日国連総会は、決議1902(XVIII)を採択し、この1963年国際法委員会報告書を検討し、これに留意し、特に条約法起草に関する仕事に感謝の念を表した。
- (6) 海野(1994)論文は、筆者の主張(1963年国連ILC報告書の無効論)を支持し、「第一の論拠である韓国皇帝および閣僚に対して行った暴力的強制調印を論拠とする無効論には異論をさし挟む余地はなからう」ととしていた(同論文2-8頁及び31ページ)。
- (7) ①筆者の専門分野は、国際人権法(実践)であって、条約法は専門外である。②笹川紀勝教授の専門分野は、憲法であり、共同研究(笹川・李2008)で、1963年ILC報告書の記載(国家代表強制による条約の無効論)を支える詳細な研究を発表した。③なお、坂元茂樹教授の専門分野は、国際法(条約法)であるが、旧条約の効力に関する「批准必要説」の研究はない。④海野福寿教授の専門分野は、農業経済、近代日朝関係史である。⑤荒井信一教授は、歴史学的方法による「法実証主義者」批判で重要な研究を発表しているが(荒井2008)、専門分野は国際関係史である。
- (8) 海野(1995a)は、日本政府【外務省】側の立場だけを踏まえて、これを基準に「批准不要説」を唱えているように見える。同教授は、「外務省条約局『各国ニ於ケル条約及国際約束締結ノ手續ニ関スル制度』(1936年)(同書18ページ注5)をあげ、「批准の要不要、手続きは、各国の政体、制度、国内法によりさまざまであるが、「我国ニ於テハ批准ノ形式に依リ締結スル条約ノ外ニ、天皇ノ裁可ヲ以テ締結スル国際約束ト、御裁可ヲ仰グコトナク政府又ハ関係官庁限リニテ締結スル国際約束」とがあり、次の三種に区分されるとする」と述べている。海野教授は、

「後考をまちたい」としながらも、「韓国・北朝鮮の歴史学者などが主張している全権委任状、批准書の欠如をもって法的欠陥とみなす無効論に対しては、批准を必要としない第二種形式の国家間協定もありうるので、にわかに賛成し難い」と、「批准不要説」を唱えている。

- (9) 大日本帝国憲法 13 条「天皇ハ戦ヲ宣シ和ヲ議シ及諸般ノ条約ヲ締結ス」と天皇に条約締結権があるとしていた。同条をどのように実施して条約を締結するかの手続についての日本の国内法上の定めがあった。
- (10) 大阪大学総合図書館及び京都大学附属図書館で調査した。
- (11) ホール (1899) は、批准を必要としない例外としては、「君主又ハ」その他「條約締結ノ権限」を持つ「機関に依り自ラ締結セラレタル場合」などをあげている。1905 年「韓国保護条約 (?)」は、高宗皇帝が締結したものではない。その他に、高宗皇帝同等の条約締結権限を持った機関はなかったので、例外

にはあたらない。

- (12) 国会図書館調査に当たり、水岡俊一参議院議員 (兵庫県選出) の協力を頂いたことに感謝します。水岡議員は、2004 年 7 月前記本岡議員が引退したのと入れ替わりに兵庫県から選出された民主党所属議員であり、国際人権法政策研究所 (会長本岡昭次元参議院副議長) の国会内事務所を担当し、2010 年 5 月、国連人権活動活動協力議員連盟事務局長に就任した。
- (13) 海野 (1995a) 10 ページの注 (2) は、同書 (倉知 1899) を「倉地鉄吉『国際公法』(1899 年カ)」としているが、同書の著者は「倉知鉄吉」である。また海野教授が引用したのは、条約署名の強制問題に関わる「197 頁」であり、筆者が「批准必要説」の裏づけとして引用した部分 (「198-199 頁」及び「201-202 頁」) の直前である。海野教授は、筆者が「批准必要説」として引用した記述に、容易にアクセスできたはずである。にもかかわらず、何故海野教授が「批准必要説」を支える倉知の著述部分を引用しなかったのか? 「謎」である。